

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第6号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる  
司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2号中「刑事部参事官」を「刑事部参事官（統括）」に改め、「刑事部組織犯罪対策局長」の次に「、刑事部参事官兼生活安全部参事官」を加える。

附 則

この規則は、令和4年3月18日から施行する。